

資料編

用語解説

あ 行

LSA

生活援助員（ライフサポートアドバイザー）のこと。

か 行

介護給付

要介護1～5の対象者に実施される給付のこと。（要支援1～2の対象者に実施される給付は予防給付）

介護予防

高齢者が自分らしく生活する為に、老化のサインを早期発見すること、適切な対処を行うこと、自らの力を取り戻していくこと。

具体的には筋力向上トレーニング、低栄養予防、転倒予防、認知症予防、フットケア、尿失禁予防などがある。

介護療養型医療施設

介護保険施設の一つで介護サービスを受けられる医療機関。急性期医療・治療が一段落したあと、さらに病院での療養が必要な人などが利用する。

介護老人福祉施設

介護保険施設の一つで、常に介護を必要とする高齢者が入所する。

「特別養護老人ホーム」がこれにあたり、入浴や排泄、食事などの日常生活をサポートするとともに、必要に応じて身体の機能訓練や健康管理なども行う。

介護老人保健施設

介護保険施設の一つで、病院と施設の中間的な施設と位置付けられている。施設内では在

宅復帰を目指した集中的なりハビリテーションを受けることができる。

居宅サービス

介護保険の給付対象であるサービスのうち、在宅で受けるサービスのこと。

大まかに分類すると介護の担当者が自宅を訪問して行うタイプ、介護を受ける人が日帰りで施設を利用するタイプに大きく分けられる。

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが在宅で介護を受ける人の家庭を訪れ、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。

高額介護サービス費

世帯の1か月の在宅サービスや施設サービスにかかる1割の利用者負担額の合計が所得区分に応じた上限額を超えた場合、超えた金額を高額介護（介護予防）サービス費として介護保険から支給する。高額介護サービス費については、制度改正が行われ、平成20年4月から高額医療費との合算により、負担軽減を図る制度となった。

さ 行

在宅介護

介護が必要な高齢者や障がい者などが長年住み慣れた居宅や地域で安心して暮らしていくことができるよう、提供される介護サービス。

在宅介護支援センター

ひとり暮らしや高齢者世帯の見守り、相談や訪問を行う機関。介護方法や介護保険、高齢者福祉サービス等の紹介も行う。

小規模多機能型居宅介護

「通い」「訪問」「泊まり」といった要介護者の様態や希望に応じた機能を組み合わせて対応ができる施設での介護。生活圏域を設定した市町村が整備計画に沿って、市町村が指定を行う。

た 行

第1号被保険者

市民のうち65歳以上の人。

第2号被保険者

市民のうち40歳以上65歳未満の人。

短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・食事等の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられる。

短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下での介護・機能訓練等を受けられる。

地域支援事業

65歳以上の人を対象に、要介護状態（要支援や要介護）にならぬよう、効果的な介護予防サービスを提供すること等を内容とする。リスクを抱えた特定の高齢者や一般の高齢者に対して、市町村は地域包括支援センターを設置し事業を進める。

内容としては

- ① 介護予防事業（特定高齢者把握事業・介護予防普及啓発事業等）
- ② 包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント・総合相談等）
- ③ 任意事業（給付適正化・介護家族教室等）

地域包括支援センター

地域における総合的なマネジメントを担う中核機関。

3つの基本機能

- ① 総合的な相談窓口機能。地域の高齢者の実態把握や、虐待への対応など権利擁護を含む。
- ② 介護予防マネジメント。「新・予防給付」のマネジメントを含む。
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント。介護サービスのみならず、介護以外の様々な生活支援を含む。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームを地域密着型介護老人福祉施設という。家庭的な雰囲気の中で介護サービスを受けられる。生活圏域を設定した市町村が整備計画に沿って、市町村が指定を行う。

地域密着型サービス

要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。地域密着型サービスとしては、

- ① 夜間対応型訪問介護
- ② 認知症対応型通所介護
- ③ 小規模多機能型居宅介護
- ④ 認知症対応型共同生活介護
- ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下）
- ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下）

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の有料老人ホーム（軽費老人ホームを含む）の入所者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の支援・世話、機能訓練を行う。

通所介護（デイサービス）

在宅で介護を受けている人が、日帰りで施設サービスを利用すること。
行き帰りの送迎や食事、入浴、レクリエーションや機能訓練を受けることもできる。

通所リハビリテーション（デイケア）

在宅で介護を受けている人が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設を訪れ、リハビリテーションを受けること。心身の機能に低下が見られる人が対象になる。

特定健康診査

平成20年度から始まった新たな健康診査で、糖尿病等の生活習慣病、とりわけ内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備軍を減少させるため、保健指導を必要とする者を的確に抽出するための健診。40歳から74歳未満の被保険者が対象で、それぞれが加入する医療保険者の義務付けとなっている。

特定高齢者

要介護状態となる恐れの高い虚弱な状態であると、生活機能評価（基本チェックリスト・身体測定・血液検査等）により認められる65歳以上の者。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の特定施設に入居している人が対象の介護保険制度によるサービス。

そこを住居とし様々な介護を受け、各施設は利用者一人ひとりに見合った特定施設サービス計画という利用計画を立てサービスを提供する。

特定入所者介護サービス費

施設入所の居住費・食費が利用者の自己負担となったことにもない創設された低所得者対策のひとつ。利用者負担が過重にならないように居住費・食費の負担には上限が設定されており、これと実際の居住費・食費との差額を補うために給付される。

な 行

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）

内臓脂肪型肥満に加え、高血圧・脂質異常・高血糖などの危険因子を併せ持つ状態を、内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームという。

二次予防事業対象者

65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者。介護予防の観点から行われる健診の結果、生活機能の低下が心配される人、要介護認定の非該当者、保健師などが行う訪問調査によって、生活機能の低下が心配される人などが該当する。

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することが出来るようにするため、市町村内にいくつか設定される生活圏域。

ニュースポーツ

競技性を重視せず、レクリエーションの一環として、子どもから高齢者までが手軽に楽しむことを目的に考案されたスポーツの総称です。

認知症

一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されている。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

独立して日常生活を送ることが困難な認知症の要介護者に対して、少人数で共同生活における援助を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、安定した健やかな生活を送れるように支援するサービスのこと。

認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に、指定された施設において、入浴や食事の提供その他の日常生活上の世話や、機能訓練を行う。

は 行

福祉用具貸与

高齢者の身体機能の変化に対応するため、レンタルでの福祉用具指定を受けた用具が料金の1割負担で利用できる。

訪問介護

ホームヘルパーが介護を受ける人の自宅を訪れて、日常生活のサポートをするサービス。

訪問看護

在宅で介護を受ける高齢者等に主治医の指示に基づき看護師を派遣し、病状の確認や医療処置を行うこと。

訪問入浴介護

在宅にて介護を受けている人が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に、巡回入浴車で各家庭を訪問し、居間等での入浴及び介助を行う。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが利用者宅を訪問して、リハビリテーションを行う。

や 行

夜間対応型訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）などが定期的または必要に応じて夜間に利用者宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他の日常生活上の支援・世話をを行う。

UR

旧・都市公団が扱っていた賃貸住宅、いわゆる「公団住宅」が「UR賃貸住宅」と呼ばれるようになった。（URとは“Urban Renaissance Agency”の略。）

要支援・要介護

訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が審査する要介護認定審査会によって決定される要支援・要介護状態区分のこと。現在は要支援が1、2の2段階、要介護が1～5の5段階のあわせて7段階となっている。

予防給付

要支援1、2の対象者に実施される給付のこと。

燕市介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

NO	区 分	氏 名	所 属	備 考
1	被保険者の 代表	柄澤 榮 作	第1号被保険者	
2		登坂 ミ イ	第1号被保険者	
3		寺澤 清 仁	第2号被保険者	
4		川瀬 和 子	第2号被保険者	
5	保健・医療及び 福祉の関係者	吉岡 一 典	燕市医師会	
6		五十嵐 一男	燕歯科医師会	
7		高柳 長一郎	老人保健施設エバーグリーン	
8		横山 稔	特別養護老人ホーム分水の里	
9		宮腰 誠	(有) 介護サービスみどり園	
10		山田 光代	燕市地域包括支援センターさわたり	
11		星井 勝博	小規模多機能センターみなみよしだ	
12	学識経験者	大橋 裕 介	(福) 燕市社会福祉協議会	任期 ~23.5.31
13		吉藤 則彦	(福) 燕市社会福祉協議会	任期 23.6.1~
14		高橋 是 司	燕西蒲原地区介護支援専門員協議会	
15		◎ 解 良 賢 一	燕市民生委員児童委員協議会	
		坂井 寅 作	(社) 燕市シルバー人材センター	任期 ~23.5.31
		○ 伊藤 早 苗	(社) 燕市シルバー人材センター	任期 23.6.1~

◎会長 ○会長代理

燕市介護保険運営協議会の開催経過

年 月 日	内 容
第 1 回開催 平成23年5月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者保健福祉と介護保険に関する調査結果について ○ 日常生活圏域ニーズ調査結果について ○ 高齢者保健福祉事業について
第 2 回開催 平成23年8月30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 燕市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画の進捗状況報告について ○ 高齢者福祉の在り方研究会の現況について
第 3 回開催 平成23年11月15日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 燕市第5期介護保険 保険料(仮算定)の推計について ○ 燕市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(素案)について
第 4 回開催 平成23年12月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 燕市第5期介護保険施設整備について ○ 燕市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(素案)について
第 5 回開催 平成24年2月13日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 燕市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(案)について

燕市
高齢者保健福祉計画
第5期介護保険事業計画

発行日：平成24年3月

発行：燕市健康福祉部 福祉課

〒959-1295 燕市白山町2丁目7番27号

電話 (0256) 63-4131

F A X (0256) 63-4832

<http://www.city.tsubame.niigata.jp>
